

# これまでの議論の整理 ①

～参考資料～

# 見直しの基本的な視点

## 1. 子どもの将来の自立に向けた発達支援

～ 子どもの将来の自己実現と「自立」を目指した発達支援を行う。

## 2. 子どものライフステージに応じた一貫した支援

～ 保健、福祉、教育等の関係者が連携し、子どもの成長に応じて一貫した支援を行う。

## 3. 家族を含めたトータルな支援

～ 子どもの育ちの基礎となるのは家庭であり、家族を含めたトータルな支援を行う。

## 4. できるだけ子ども・家族にとって身近な地域における支援

～ 共生社会の実現のためにも、できるだけ身近な地域において支援を行う。

## 検 討 項 目

1. 障害の早期発見・早期支援

2. 就学前の支援策

3. 学齢期・青年期の支援策

4. ライフステージを通じた相談支援の方策

5. 家族支援の方策

6. 入所施設のあり方

7. 行政の実施主体

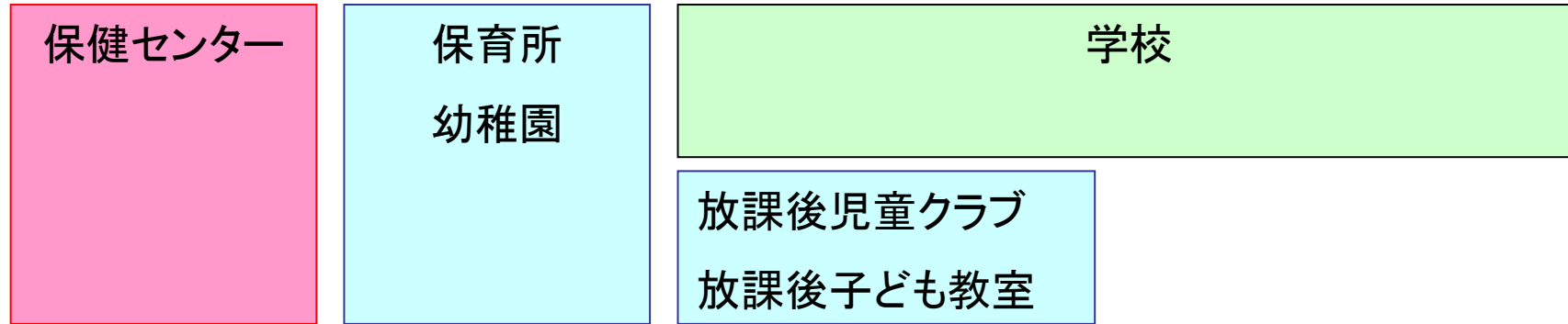
8. その他

年齢別の検討

共通の課題の検討

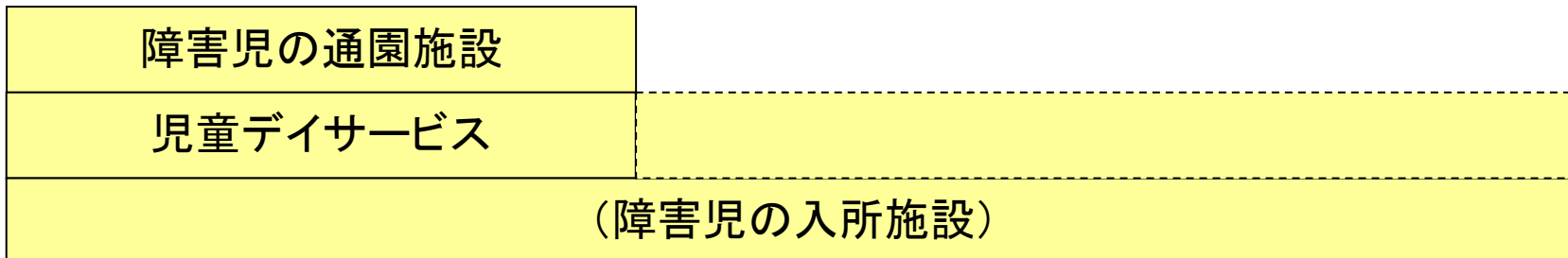
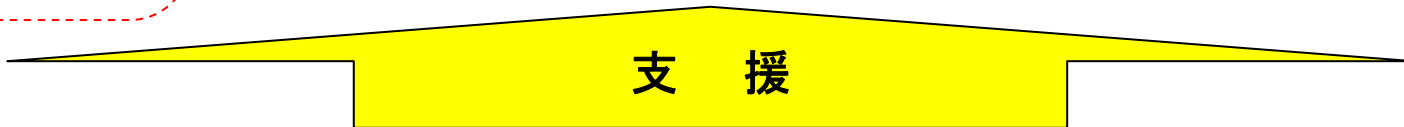
制度のあり方の検討

# 障害児の専門機関による支援のイメージ



専門機関が  
出向いていく  
ことにより、  
敷居が低い  
ところで支援  
を受けること  
ができる。

専門機関が  
出向いていく  
ことにより、  
一般施策に  
おける受入れ  
を促進する。  
並行通園する  
児童を増や  
していく。



就労・地域における自立

# 地域における相談支援のイメージ

発達障害者支援センター(都道府県)

児童相談所(都道府県)

障害児等療育支援事業  
(都道府県・圏域ごと)

- 訪問による療育指導
- 外来による療育指導
- 施設職員等に対する療育技術指導
- 療育機関に対する支援

専門機関

(通園施設  
・児童デイ等)

地域への新たな支援

療育支援

〔専門職が保育所等へ巡回し、本人(及び親、保育士等)を支援〕

一般の相談支援

〔保育所等への巡回や、センターで、グレーゾーンを含む相談に対応〕

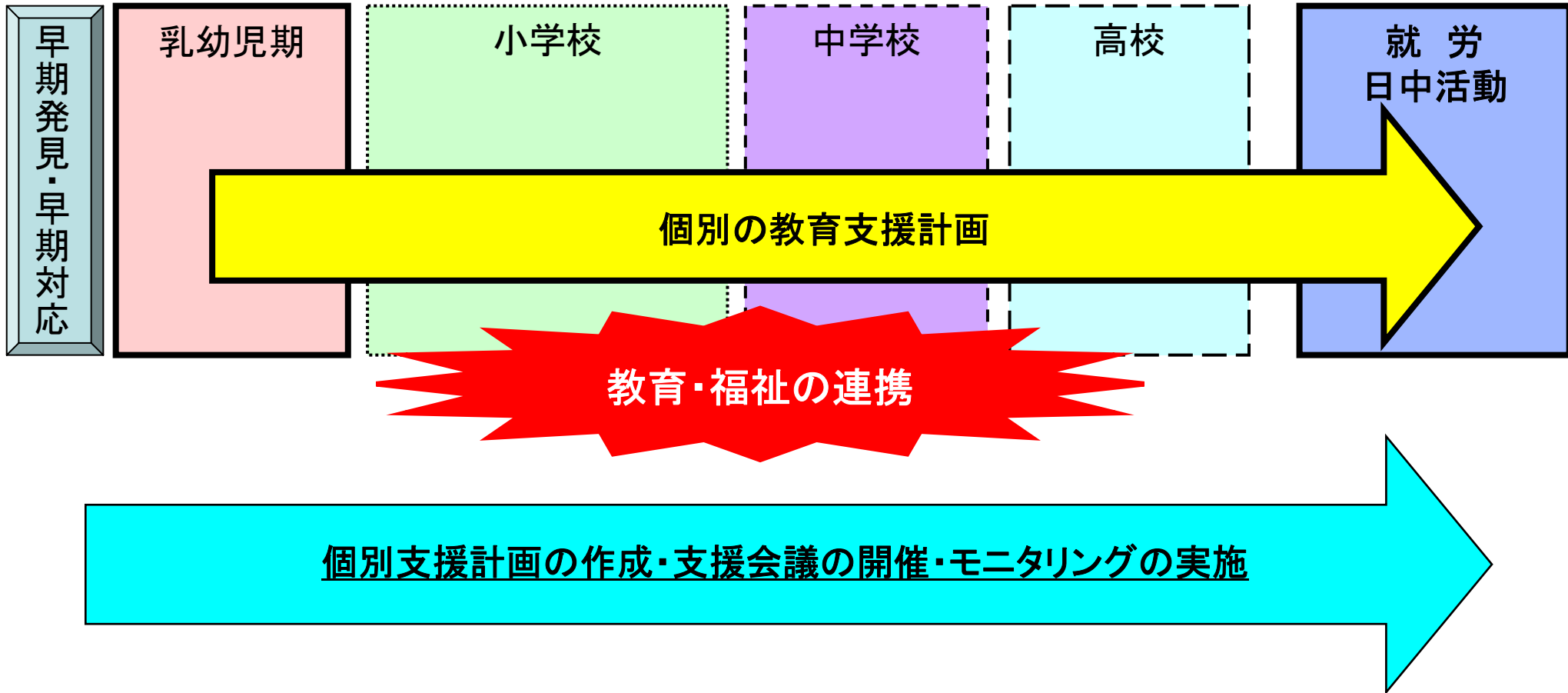
個別の相談支援

〔個別の支援計画づくりや、支援会議のコーディネートを行う〕

支援

障害者相談支援事業  
(市区町村ごと)

# ライフステージに応じた相談支援



※個別の支援計画とは・・・支援が必要な者に対して、ライフステージを通じた一貫した支援が可能となるよう、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関が連携して策定する計画。

※個別の教育支援計画とは・・・障害があり特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒に対し、乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育支援を行うことを目的として、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、学校(学級担任等)が中心となり作成するもの。